

日常生活支援住居施設のあり方に関する検討事項について

<ヒアリング事項>

1. 日常生活支援住居施設の位置づけについて

日常生活支援住居施設の役割や、社会資源としての位置づけについて、どのように考えるか。

⇒ 生活困窮者、路上生活者、失業者、高齢者、障害者、DV被害者、刑余者、ニート、母子世帯、こうしたキーワードのいずれかまたは複数に当てはまり、社会から孤立するなど、制度の狭間からこぼれ落ちる方を幅広く対象とするセーフティネット。

(参考資料1「SSS利用者の簡易アセスメント結果」)

2. 日常生活支援住居施設の支援対象者について

①日常生活支援住居施設における支援を必要とする方は、具体的にどういった状態像で、どういった観点から支援を必要とする方とイメージしているか。

⇒ 一時的または継続的な生活上の課題を抱える方を対象者として支援する必要がある。

(参考資料2「SSSを利用する方が必要としている支援の一例」)

②特に、定期的な見守り等があれば居宅において生活が可能となる方と、日常生活支援住居施設における支援を必要とする方はどのように区分されると考えるか。

⇒ 個別の一時的な課題が解決している方とそうでない方、また、継続的な支援のボリュームが少ない方と多い方に区分されると考えられる。

③対象者の具体的な判断基準や判断方法については、どのように考えるか。

⇒ 相談初期の段階で居宅生活能力の有無を判断することは難しいと思われるが、相談に至る経緯（「居宅生活をしてきた」、「長期入院をしていた」、「他の施設に入所していた」等）から単独で居宅生活が困難だったと想定され、何かしらの支援が必要であると言えるのではないか。

3. 日常生活支援住居施設における支援内容

①具体的な支援内容としては、以下のような内容が考えられるが、他に必要な支援はあるか。また日常生活支援住居施設としては、どの支援を重視すべきか。

- ・炊事・洗濯等の家事等に関する支援
- ・服薬サポートや通院などの健康管理に関する支援
- ・生活費の金銭管理に関する支援

- ・生活上の課題に関する相談支援
- ・各種手続きや、他の福祉サービス等の活用に関する調整

⇒ 追加すべき必要な支援

- ・健康診断、結核検査等の感染症予防
- ・レクリエーションや地域活動への参加といった生きがい支援、余暇活動の支援
(参考資料3「レクリエーション・地域活動の一例」)
- ・居宅や他施設への移行支援（関係機関との連絡調整、不動産同行、保証人、緊急連絡先）
- ・終活支援（家族との関係回復、医療や葬儀・納骨に関すること、共同墓地の利用等）

②日常生活支援住居施設の入居者が抱える課題に応じた個別支援を行うためには、アセスメントの実施、アセスメントに基づく支援計画策定、個々の目標等の設定が必要だと考えるがどうか。

⇒ アセスメント、支援計画策定、目標設定をワンセットとし、本人・支援関係者側にて共有し、PDCAサイクルを繰り返すことが望ましい。

4. 日常生活支援住居施設の運営に関する基準について

①日常生活支援住居施設において支援を行うにあたって、最低限必要な人材配置についてどのように考えるか。また、職員に求められる資質や要件等についてどのように考えるか。

⇒ 最低20：1（さらに15：1など、1人当たりの人数が少ないほどより手厚く支援できる）

②個々の支援項目について頻度や時間等の要件を課すことについてどのように考えるか。

⇒ 支援対象者は十人十色であり、一律で頻度や時間を設定することは適していない。また、支援メニューを設定し、義務づけるのであれば、そのための人員配置が必要不可欠。

③支援計画の策定を義務づけ、その実施状況や達成状況等を福祉事務所と共有することについてどのように考えるか。

⇒ アセスメントや支援計画の共有により支援関係者が意思統一して対象者にかかわることができるため、必要性は高いが、書類作成や連絡調整も含めた事務的負担が発生すると思われる。

その他（日常生活支援住居施設の制度設計等に関して意見・要望）

⇒ 地域性や社会資源の充実度（救護施設や自立支援センターの有無等）を考慮し、多様な日常生活支援住居施設のあり方を検討していくべき。

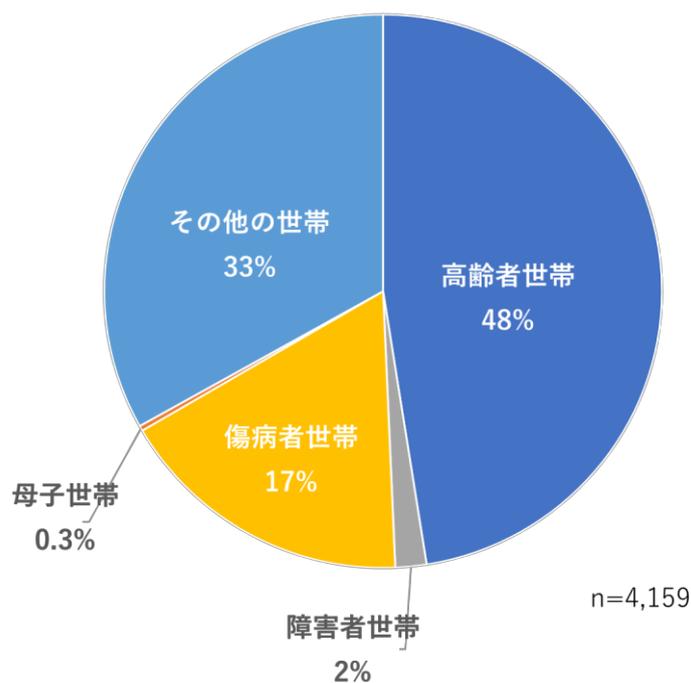
⇒ 来年度4月からのスタートに間に合うのか疑問を感じる。拙速な制度設計は福祉行政、事業者の混乱を招き、対象者への充実した支援につながらない。

SSS利用者の簡易アセスメント結果

種別	年齢	世帯類型	判定		判定基準	TOTAL	構成比1	構成比2	構成比3	
			A	B						
高齢・傷病者	65歳以上	高齢者世帯	A	1	65歳以上	1,521人	36.6%	47.5%	66.6%	
				2	要介護認定、申請中、未申請、日常生活に支障をきたす人	452人	10.9%			
	65歳未満	傷病者世帯	C	B	障害者加算を受けている人		75人	1.8%		17.3%
					1	軽度の身体障害、または入院しているか、傷病を理由に働けない人（C2~4に該当しない人）	361人	8.7%		
					2	軽度の知的障害、または疑いのある人	89人	2.1%		
3					軽度の精神障害、または疑いのある人	206人	4.9%			
稼働対象者	その他の世帯	D	E	1	就労中、もしくは求職活動中の人	694人	16.7%	33.1%	33.4%	
				2	求職活動をしていない人	682人	16.4%			
	母子世帯	配偶者がいない65歳未満の女子と18歳未満のその子（養子を含む）のみで構成する世帯		12人	0.3%	0.3%				
TOTAL						4,159人	100.0%	100.0%	100.0%	

※判定中を除く 2018年11月1日時点データ

SSS利用者の簡易アセスメント結果



参考資料2

SSSを利用する方が必要としている支援の一例 (SSS利用者アンケート2018年9月～10月実施・本人回答より)

①通院について

ニーズ有	2,794	77.8%	支援必要	2,156	60.0%	職員に相談し解決した	1,866	51.9%
						職員にこれから相談する予定	290	8.1%
ニーズ無	799	22.2%	支援不要	638	17.8%	自分で解決した	384	10.7%
						自分でやる予定	254	7.1%
			その他	799	22.2%	傷病がない	799	22.2%

n = 3,593人

②住民票について

ニーズ有	3,341	92.8%	支援必要	2,216	61.6%	職員に相談し解決した	1,870	51.9%
						職員にこれから相談する予定	346	9.6%
ニーズ無	260	7.2%	支援不要	1,125	31.2%	自分で解決した	827	23.0%
						自分でやる予定	298	8.3%
			その他	260	7.2%	事情により異動できない	260	7.2%

n = 3,601人

③年金の手続きについて

ニーズ有	1,419	40.2%	支援必要	822	23.3%	職員に相談し解決した	437	12.4%
						職員にこれから相談する予定	385	10.9%
ニーズ無	2,114	59.8%	支援不要	597	16.9%	自分で解決した	157	4.4%
						自分でやる予定	440	12.5%
			その他	2,114	59.8%	すでに年金を受給している	319	9.0%
						まだ年金受給対象でない	1,795	50.8%

n = 3,533人

④債務処理について

ニーズ有	1,344	37.3%	支援必要	879	24.4%	職員に相談し解決した	558	15.5%
						職員にこれから相談する予定	321	8.9%
ニーズ無	2,264	62.7%	支援不要	465	12.9%	自分で解決した	212	5.9%
						自分でやる予定	253	7.0%
			その他	2,264	62.7%	債務処理の必要がない	2,264	62.7%

n = 3,608人

⑤就労について

ニーズ有	2,035	56.6%	支援必要	1,206	33.5%	職員に相談し解決した	629	17.5%
						職員にこれから相談する予定	577	16.0%
ニーズ無	1,563	43.4%	支援不要	829	23.0%	自分で解決した	270	7.5%
						自分でやる予定	559	15.6%
			その他	1,563	43.5%	高齢傷病等により就労できない	1,563	43.4%

n = 3,598人